



厚生労働省群馬労働局発表
令和2年10月30日

担 当	【照会先】 雇用環境・均等室 室長 相川 武志 雇用環境改善・ 均等推進監理官 金井 秀俊 (電話) 027-896-4739

報道関係者 各位

11月

「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です！

～その発注・・・。どこかの職場で「しわ寄せ」を生んでいませんか？～

○厚生労働省では、11月を「しわ寄せ（※）」防止キャンペーン月間と定め、中小企業庁、公正取引委員会と連携し、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発を行います。

※しわ寄せとは、大企業・親事業者の長時間労働削減等の取組により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などを生じさせることをいいます。

○群馬労働局では、
・経済団体が行う経営トップが集まる会合での説明
・管内企業への訪問
などにより、「しわ寄せ」防止について働きかけを行います。

○本キャンペーンは、過重労働解消キャンペーン（11月の「過労死等防止啓発月間」の取組：令和2年10月8日群馬労働局発表）と連携し、使用者団体や労働組合に対する協力要請を行います。



添付資料1 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

添付資料2 11月は「過労死等防止啓発月間です」

11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



その発注…。
どこかの職場で
「しわ寄せ」を
生んでいませんか？

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



(しわ寄せ防止特設サイト)

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！ 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう！



厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。
- 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう！

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議すること。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00～12:00 / 13:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和2年11月1日(日) 9:00～17:00 ☎ 0120-794-713

※11月1日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(☎ 0120-811-610)で相談できます。

(過重労働解消キャンペーン)





厚生労働省 群馬労働局発表

令和2年10月8日

【照会先】群馬労働局労働基準部監督課
監督課長 城詰 美智晴
○主任監察監督官 渡辺 功
電話 027(896)4735

報道関係者 各位

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

群馬労働局では、月間中は、県民の皆様への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導を行います。

また、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」が実施されます。

「過労死等」とは…業務における過重な負荷による脳血管疾患又は心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

【取組概要】

1 県民への周知・啓発

- ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施（別添「チラシ」参照）
過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、シンポジウムを開催します（参加無料、事前申込が必要です）。

〔参加申込方法〕事前に下記ホームページからお申込みください。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

- ・ポスターの掲示などによる県民に向けた周知・啓発の実施
県民一人ひとりが自身にも関わることで、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

2 過重労働解消キャンペーン（詳細は別紙や下記の特設ページを参照ください。）

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導を行うほか、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」が実施されます。

〔過重労働解消キャンペーン特設ページ〕

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

■「過重労働解消キャンペーン」概要

1 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、群馬労働局長名による協力要請を行います。

2 重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

3 電話相談が実施されます

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

受付日時 : 11月1日(日)9:00～17:00

フリーダイヤル : 0120(794)713

4 過重労働解消のためのセミナーが開催されます

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、オンラインにより「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。（無料でどなたでも参加できます。）

[専用ホームページ] <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>

[別紙]令和2年度過重労働解消キャンペーンの概要

令和2年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 実施期間

令和2年11月1日（日）から11月30日（月）までの1か月間

2 具体的な取組

（1）労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、群馬労働局長名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。また、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じることのないよう傘下団体・企業等への周知啓発を、併せて要請します。

（2）重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が、「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる36協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ② 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- ④ 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

※ 監督指導の結果、1年間に2回以上同一条項の違反については是正勧告を受けた場合等は、ハローワークにおいて、一定期間求人を受理しません。

また、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取り組みを行うようご協力をお願いしています。

(3) 電話相談が実施されます

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

[フリーダイヤル] ^{フリーダイヤル} 0 1 2 0 - ^{なくしましょう} 7 9 4 - ^{長い残業} 7 1 3

[実施日時] 令和2年11月1日(日) 9:00~17:00

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、常時相談や情報提供を受け付けています。
ア 群馬労働局監督課または労働基準監督署（開庁時間 平日8:30~17:15）

イ 労働条件相談はっとライン（委託事業）

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

[フリーダイヤル] ^{フリーダイヤル} 0 1 2 0 - ^{はい！} 8 1 1 - ^{労働} 6 1 0

[相談受付時間] 月~金 17:00~22:00、土日・祝日 9:00~21:00

[URL] <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

[URL] https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/mail_madoguchi.html

(4) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く県民に周知を図ります。

(5) 過重労働解消のためのセミナーが開催されます

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、オンラインにより「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を開催します。（無料でどなたでも参加できます。）

[URL] <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>

過労死をゼロにし、 健康で充実して働き続ける ことのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死をされた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。



日時 2020年11月5日(木)
13:30~15:30 (受付13:00~)

会場 ビエント高崎 6階 602号室
(群馬県高崎市間屋町2-7)

参加
無料
事前申込

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。参加には、事前申込みが必要です。詳細、中止の連絡等は、ホームページにてお知らせいたします。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

主催：厚生労働省 後援：群馬県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、群馬産業保健総合支援センター



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

群馬会場

水谷 英夫 氏

弁護士・水谷法律事務所

1973年東北大学法学部卒

1976年東北大学大学院法学研究科修士課程修了

弁護士登録:1978年

仙台弁護士会所属



藺田直子 氏

特定社会保険労務士・キャリアコンサルタント
株式会社リンクス人事コンサルティング

2001年社会保険労務士登録。群馬県内を中心に人事を起点とした経営戦略や人材活用のコンサルティングに従事する。群馬県よろず支援拠点コーディネーター、厚生労働省女性活躍推進アドバイザー等を歴任。群馬県働き方改革実践ガイド作成等、地域の中小企業の発展を幅広く支援している。



【基調講演】「ハラスメントとコンプライアンス」

水谷 英夫 氏（弁護士・水谷法律事務所）

【ハラスメントセミナー】

「あなたならどうする？」

職場のパワハラケーススタディ」

藺田 直子 氏（特定社会保険労務士 キャリアコンサルタント）

【遺族からの声】

【事例報告】 群馬過労死弁護団

参加申込について

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により事前申し込みが必要です。定員になり次第締め切ります。
- ▶ 申し込みはWebまたはFAXをお願いします。
- ▶ 参加証を発行いたします。当日、受付までお持ちください。
- ▶ 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶ 連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。

●Webからの申し込み：以下ホームページをご覧ください、申し込みをお願いいたします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 経営者 | ☐ 会社員 | ☐ 公務員 | ☐ 団体職員 | ☐ 教職員 | ☐ 医療関係者 | ☐ 弁護士 |
| ☐ 社会保険労務士 | ☐ パート・アルバイト | ☐ 学生 | ☐ 過労死家族 | | | |
| ☐ その他 [] | | | | | | |

お 名 前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連 絡 先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」

・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用し、他の目的で使用することはありません。・個人情報とは本人の同意なく第三者に提供をいたしません。
・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(<http://www.p-unique.co.jp/privacy>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 電話：0120-562-552 E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp 株式会社プロセスユニーク

毎年11月は 「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わるものとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



過重労働解消キャンペーンのほか、 「過労死等防止対策推進シンポジウム」 を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

○過労死等防止対策推進シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。（無料でどなたでも参加できます。）
開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、
詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



【事業主の皆さまへ】11月は 「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



働き過ぎで起こる 健康障害のリスクを 知っていますか？

働くことは大切。

でも働き過ぎはあなたの健康に様々な影響を及ぼし、

ひいては過労死にも繋がる危険があります。

いま多くの会社が、新しい時代の

新しい働き方の実現に向けた取組を始めています。

～トップが決意を持って、新しい時代の新しい働き方の実現に向けた取組を推進しましょう。～

毎年 11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

無料

過重労働等に関する
相談はこちら

なくしましょう 長い残業
0120-794-713

「過重労働解消相談ダイヤル(労働局)」実施日時 11月1日(日) 9:00～17:00

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

**毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。**

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

知っていますか？

○労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

○過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握^{※1}し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- ・労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。（注1）
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- ・時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）の締結に当たっては、労働者の代表（労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者）とともに、その内容が指針（注2）に適合したものとなるようにしてください。

(注1) 建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

(注2)「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)

② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇（以下「年休」という。）を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ・健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
- ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- ・労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

賃金不払残業を解消するために^{※3}

1	2	3
職場風土を 改革しましょう。	適正に労働時間の管理を 行うためのシステムを 整備しましょう。	労働時間を適正に 把握するための責任体制を 明確化しチェック体制を 整備しましょう。

※1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月、厚生労働省）

※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（令和2年4月、厚生労働省）

※３「賃金不払い残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月、厚生労働省）

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

3. 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 令和2年11月1日(日) 9:00～17:00

フリーダイヤル 0120-794-713 なくしましろう 長い残業

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間/平日 8:30～17:15）

労働条件相談ホットライン (厚生労働省委託事業) **はい！ ろうどう**
(月～金 17:00～22:00、土日・祝日 9:00～21:00) **0120-811-610**

労働基準関係情報メール窓口（情報提供） 労働基準 メール窓口 検索

4. 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、

オンラインで「過重労働解消のためのセミナー」

（委託事業）を実施します。

専用ホームページ <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kaijuuroudou.html>

